西東京市指名停止基準

第1 総則

この基準は、西東京市(以下「市」という。)が行う指名業者の選定に関し、 有資格者(西東京市契約事務規則(平成13年規則第58号)第35条第1項に定める 資格を有する者をいう。以下同じ。)のうち、不適当なものを排除し、指名の公 正と契約の確実な履行を確保するため、指名停止を行う場合の必要な事項につい て定める。

第2 工事事故等

市発注の工事等で自らの責めにより契約履行上における重大な事故を発生させた 有資格者の指名停止については、次のとおりとする。

- (1) 公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆に被害を与え、社会的及び経済的に大きな損失を与えた場合
 - 2月以上1年以内 (標準期間7月)
- (2) 公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆に被害を与えた場合 1月以上6月以内 (標準期間3月)
- (3) 従業員その他の関係者(下請負人の従業員を含む。以下同じ。)に死傷者を出した場合
 - 1月以上6月以内 (標準期間3月)
- 2 市発注の契約以外の契約において事故を発生させ、公衆又は従業員その他の関係 者に多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に大きな損失を与えた有資格者 の指名停止については、次のとおりとする。
 - 1月以上6月以内 (標準期間3月)
- 第3 契約履行成績不良等

契約履行に際し成績不良の有資格者の指名停止については、次のとおりとする。

- (1) 契約の履行に当たり工事等を粗雑にしたり、履行に際し著しく適正を欠く行為があったと認められる場合
 - 1月以上1年以内 (標準期間6月)
- (2) 別に定める工事成績評定がE評定となり、事情聴取を行った結果、情状酌量すべき特別な事由がなく、成績不良であると認められる場合
 - 3月以上6月以内 (標準期間4月)
- (3) 自らの責めにより工期、納期等を遅延した場合

ア 遅延が1月以内の場合 1月以内 (標準期間2週間)

- イ 遅延が1月を超え6月以内の場合 6月以内 (標準期間3月)
- ウ 遅延が6月を超え1年以内の場合 1年以内 (標準期間6月)

第4 贈賄

市職員又は市以外の公共機関(刑法(明治40年法律第45号)その他の法律により、 贈賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。)の職員に対する贈賄の 容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された有資格者の指名停止 は、次のとおりとする。

(1) 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を 有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。) が該当した場合

ア 市職員に対する贈賄

1年以上2年以内 (標準期間24月)

イ 市以外の職員に対する贈賄 6月以上1年以内 (標準期間8月)

(2) 有資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者(常時、 契約を締結する権限を有する事務所の長をいう。)で前号に掲げる者以外の者 が該当した場合

ア 市職員に対する贈賄 9月以上2年以内

(標準期間24月)

イ 市以外の職員に対する贈賄 3月以上1年以内 (標準期間8月)

(3) 前2号に掲げる以外の者が該当した場合

ア 市職員に対する贈賄

6月以上1年以内 (標準期間12月)

イ 市以外の職員に対する贈賄 1月以上6月以内 (標準期間4月)

第5 独占禁止法違反

市との契約又は市以外の公共機関との契約(以下「市以外のもの」という。)に 関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第 3条又は第8条第1号に違反した有資格者の指名停止は、次のとおりとする。

ア 市との契約に関するもの 6月以上1年以内 (標準期間9月)

イ 市以外のもの

1月以上6月以内 (標準期間3月)

第6 その他の不正行為等

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれか に該当すると認められる場合

3年以内 (標準期間18月)

- (2) 第2から第5まで、前号又は次号に掲げる場合のほか、市に対する不正又は不 誠実な行為をした有資格者又は違法行為等を行い社会的信用を著しく失墜した有 資格者若しくは契約の相手方として不適当であると認められる行為をした有資格 者の指名停止については次のとおりとする。
 - 1月以上1年以内 (標準期間9月。ただし、市以外のものについては、原 則として3月)
- (3) 市との契約に関して過失又は錯誤により適正を欠く行為があったと認められ る有資格者の指名停止については次のとおりとする。

1月以上3月以内 (標準期間2月)

第7 起算日

指名停止の起算日については、市がその該当する事実を認定した日からとする。

第8 随意契約の相手方の制限

指名停止期間中の有資格者を相手方とする随意契約を締結してはならない。た だし、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

第9 指名停止期間等

指名停止期間は、原則として第2から第6までの規定に定める標準期間とし、 社会的影響度、悪質性、過失の程度又は斟酌すべき事由等を勘案して、第2から 第6までの規定に定める期間の範囲内で標準期間に加算し、又は減算して定める ものとする。

- 2 前項の規定により期間を定めた指名停止の期間中に、その対象となった有資格者 が次の各号のいずれかに該当するときは、第2から第6までの規定に定める期間 の範囲内で指名停止期間の短縮又は延長を行うことができるものとする。
 - (1) 第2又は第3の規定に該当する場合で、事後処理が適切になされたと認められるとき。
 - (2) 認定した事実以外に既定の指名停止期間に加算し、又は減算する必要がある と認められる新たな事実が明らかになったとき。
 - (3) その他特に必要であると認められるとき。
- 3 指名停止期間中に当該指名停止の事案について当該有資格者が責めを負わないことが明らかになったときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。
- 4 指名停止期間中の有資格者であっても、契約の内容等により特に必要と認められるときは、当該契約について指名停止の取扱いとしないことができるものとする。 第10 注意措置

指名停止に至らない事案について、必要があると認めるときは、当該有資格者に書面又は口頭で注意を行うことができるものとする。

第11 指名停止の公表

第2から第6までの規定により指名停止を行ったときは、その指名停止の期間中、市のホームページにおいて次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 当該指名停止に係る有資格者の商号又は名称
- (2) 指名停止を受けた事由
- (3) 指名停止期間
- (4) この基準における適用条項
- 2 第9第2項の規定により指名停止期間の短縮又は延長を行ったときは、当該短縮 又は延長の内容に応じて前項に規定する公表の内容を変更するものとする。
- 3 第9第3項の規定により指名停止を解除したときは、第1項に規定する公表を取りやめるものとする。

第12 手続

この基準による指名停止の運用については、西東京市指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、市長が決定するものとする。

2 市長は、指名停止に該当する事案について、委員会を直ちに招集することができないときは、前項の規定にかかわらず、仮に指名停止の措置を行うことができる。 この場合における措置の期間は、前項の規定による手続を行う日までとする。

附則

- この基準は、平成13年5月15日から施行する。 附 則
- この基準は、平成14年6月25日から施行する。 附 則
- この基準は、平成15年7月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成21年7月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成23年6月20日から施行する。 附 則
- この基準は、平成26年1月15日から施行する。 附 則
- この基準は、平成26年12月8日から施行する。 附 則
- この基準は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成28年11月2日から施行する。 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この基準による改正後の第10の規定は、令和4年7月1日以後に行う指名停止から適用する。

附則

- この基準は、令和4年7月1日から施行する。 附 則
- この基準は、令和5年1月1日から施行する。 附 則
- この基準は、令和5年7月28日から施行する。 附 則
- この基準は、令和5年9月15日から施行する。 附 則
- この基準は、令和5年11月8日から施行する。